

# 福山市障がい者雇用奨励金

福山市は障がい者雇用の促進・安定を図るため、市内に居住する障がい者（身体・知的・精神・発達障がい）を雇用する事業主に、国の「特定求職者雇用開発助成金」等に引き続き「福山市障がい者雇用奨励金」を交付します。申請書等は福山市ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードをして書類の作成をしてください。

## 交付要件

- ・市内において、市内に居住する障がい者を就業させている事業主。ただし、就労継続支援A型による障がい者雇用は対象としない。
- ・公共職業安定所の紹介で雇用した障がい者が国の助成金の対象となり受給した事業主。
- ・対象の障がい者を雇用奨励期間の満了後、引き続き雇用の継続が確実であること。
- ・市の雇用奨励金の交付対象期間中、事業所内の常用雇用労働者を、解雇していない事業主。（ただし、やむを得ない場合は除く。）

## 奨励金額

月額 30,000円

## 交付期間

第1期：6か月 第2期：6か月

- ・第1期：国の助成金の支給対象期間の満了した翌月1日を起算日として、6か月引き続き雇用している場合の6か月間が対象
- ・第2期：第1期の交付期間終了後、引き続き12か月雇用している場合の6か月間が対象

## 雇用奨励期間

起算日から18か月までの期間

## 申請時期

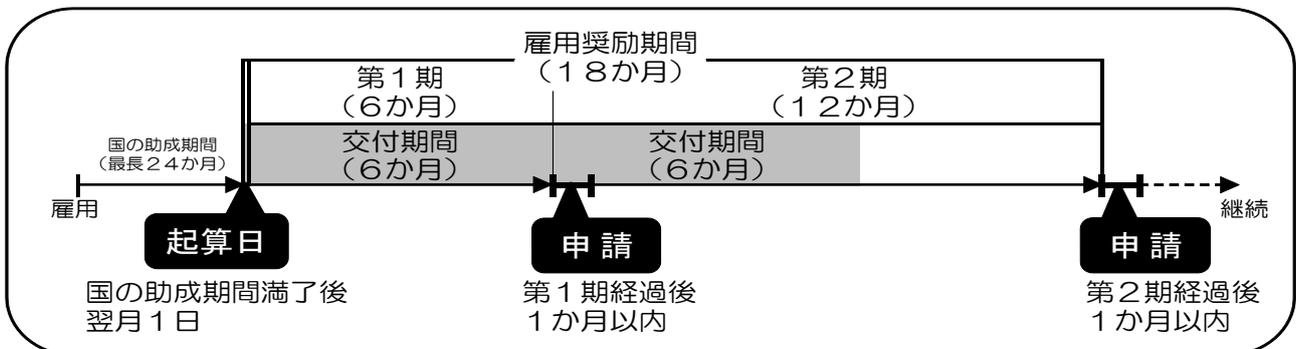
第1期、第2期終了後1か月以内

※第2期は、第1期と雇用奨励期間が異なります。

※賃金支払い時期により資料提出が1か月を超える場合は、ご連絡ください。

## 申請書類

- ・福山市障がい者雇用奨励金交付申請書
- ・国の助成金の支給決定通知書（全期）の写し
- ・支給対象者の月別内訳票
- ・出勤状況及び賃金支給状況の確認できる書類の写し



## 問合せ・申請窓口

福山市経済環境局経済部産業振興課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話（084）928-1040